

証券取引約款集一部改定

2022年12月
ぐんぎん証券株式会社

第1章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第2条 (総合取引の利用) (1) (現行どおり) (2) お客さまは、上記(1)④、⑤、⑥の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、上記(1)⑬の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑭の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑮のサービスについては、ぐんぎん証券オンラインサービスの申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。なお、上記(1)④、⑤、⑥、⑩、⑬、⑭は個人のお客さまを対象としています。 (3) (現行どおり)	第2条 (総合取引の利用) (1) (省 略) (2) お客さまは、上記(1)④、⑤、⑥の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、上記(1)⑬の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑭の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑮のサービスについては、ぐんぎん証券オンラインサービスの申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。なお、上記(1)④、⑤、⑥、⑩、⑬、⑭、⑮は個人のお客さまを対象としています。 (3) (省 略)

第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
附則 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、 <u>2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。</u> また、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。	附則 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。 <u>その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u>

第15章 ぐんぎん証券オンラインサービス約款

(下線部分変更)

新	旧
第3条 (本サービスの利用手続き) (1) 総合取引約款に基づき当社と総合取引を行うお客さまは、当社所定の申込書により <u>申込むものとし</u> 、当社が承諾した場合に申込みの区分に応じて本サービスを利用することができます。 (2)~(5) (現行どおり) 第28条 (届出事項の変更) (1) お客さまが当社に届出た氏名または名称、住所、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届出いただくものとします。 (2) (現行どおり) 第29条 (本サービスの停止) (1) 当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止します。 ①~② (現行どおり) ③ <u>お客さまが当社の定める一定の期間において、本サービスのご利用がなかったとき</u>	第3条 (本サービスの利用手続き) (1) 総合取引約款に基づき当社と総合取引を行う <u>個人</u> のお客さまは、当社所定の申込書に <u>必要事項を記入し、署名・捺印のうえ</u> 申込み、当社が承諾した場合に申込みの区分に応じて本サービスを利用することができます。 (2)~(5) (省 略) 第28条 (届出事項の変更) (1) お客さまが当社に届出た氏名、住所、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届出いただくものとします。 (2) (省 略) 第29条 (本サービスの停止) (1) 当社は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止します。 ①~② (省 略) <u>(新 設)</u>

新	旧
<p>④ お客様が法令等に違反し、本サービスを提供することが不相当であると当社が判断したとき</p> <p>⑤ 前条(2)の届出のあったとき</p> <p>⑥ その他、当社がお客様に対して本サービスを提供することが不相当であると判断したとき</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>	<p>③ お客様が法令等に違反し、本サービスを提供することが不相当であると当社が判断したとき</p> <p>④ 前条(2)の届出のあったとき</p> <p>⑤ その他、当社がお客様に対して本サービスを提供することが不相当であると判断したとき</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>